



### 9. 吹付け施工品質管理に関する事項

**Q9-1：新法下、吹付けロックウール被覆耐火構造は国土交通大臣の個別認定になりましたが、旧通則指定との品質管理の違いは？**

A：旧建設省通則指定では施工管理の項目があり、施工はロックウール工業会所属施工会社の責任施工とする。

詳細は「吹付けロックウール被覆耐火構造施工品質管理指針・ロックウール工業会編」による。

等記載されておりましたが、新法の国土交通大臣の認定書からは施工管理の項目が削除されました。

したがって、施工品質管理の流れも、通則指定の時には、ロックウール工業会所属施工会社の自社管理の上に、ロックウール工業会専任検査員による無作為抽出検査制度がありました。

個別認定に変わってからは個別認定取得会社の自社管理だけとなりました。

しかし、各社の施工品質管理方法にバラツキがあっては混乱が生じる事態も考えられることから、認定取得10社の管理方法の共通的な部分を各社が一様に実施することを相互に確認し「吹付けロックウール被覆耐火構造施工品質管理指針」を平成14年5月に制定し、以後この新施工管理指針に基づいて吹付けロックウールによる耐火被覆の施工を行なっています。